善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会(以下「協議会」という。)における学校給食物資納入業者の登録に関する事項について、次のとおり定める。

### 1 学校給食物資納入業者の選定基準

### (1) 立地条件

- ア 善通寺市・琴平町・多度津町(以下「1市2町」という。)内、又は香川県内 (以下「県内」という。)に営業所があること。
- イ 製造加工を要する食品については、1市2町内又は県内に製造加工の設備があること。ただし、その地域内で製造加工ができず、又は必要物資の調達が困難な場合はこの限りではない。

#### (2) 経営規模

- ア 確実な資本で経営され、相当額の販売実績のあること。
- イ 常時営業を継続していること。
- ウ 工場、店舗又は販売所等固定した営業施設を有していること。
- エ 仲介営業でないこと。

## (3) 信用状況

- ア 関係許可官庁の許可証を有していること。
- イ 営業経歴が堅実で、経営状況が良好であること。
- ウ 食品に関する法律並びに諸規定が遵守されていること。
- エ 引き続いて2年以上の経営実績を有していること。
- オ 納税義務が履行されていること。

## (4) 衛生状況

- ア 保健所の食品衛生監視点が81点以上と認められること。
- イ 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- ウ 製造加工及び取扱いがあるものについては、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備、 その他衛生管理上必要な設備が完備していること。
- エ 物資の保管・輸送において、衛生上必要な設備等を完備しているとともに、十 分に配慮した取扱いができること。

# (5) 供給能力

- ア 調達機動力が十分であること。
- イ 指定した期日・時刻及び場所に確実に物資の納入ができること。

# 2 学校給食物資納入業者の登録申請手続き

- (1) 申請手続
  - ア 募集は、前年度学校給食物資納入登録業者に対して通知するほか、1市2町のホームページ等で周知する。
  - イ 申請資格は、前項に定める選定基準に適合するものとする。
  - ウ 登録の申請は、登録年度の前年度の1月において協議会が指定する期間内に行 わなければならない。
- (2) 申請時の提出書類
  - ア 登録申請書(第1号様式)。
  - イ 所轄税務署、県税及び市町税の納税証明書。
  - ウ 検査証明書及び食品衛生監視票
- 3 納入業者の選定・登録承認期間及び登録の手続き
  - (1) 納入登録業者の選定

登録申請のあった業者については、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食物資納 入業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審議のうえ登録すると ともに、登録承認書(第2号様式)を交付する。

(2) 納入登録業者の登録承認期間

納入登録業者の登録期間は、登録申請のあった翌年度及び翌々年度の2年間とする。ただし、追加納入登録業者については、登録申請のあった翌年度の1年間とする。

(3) 登録手続き

納入登録業者には、入札物資について協議会の定める契約書(第3号様式)をもって、指定の期日及び時刻に納入するよう指導する。

## 4 納入登録業者の遵守事項

- (1) 学校給食物資(以下「物資」という。)の納入については、学校給食の重要性を認識し、物資の品質、価格、衛生管理面等に特に留意し、良心的に契約を履行しなければならない。
- (2) 物資納入にあたっては、下記の点に注意すること。
  - ア 物資は、必ず協議会職員の検収を受けなければならない。
  - イ 品質は新鮮で、良質な食材や食品を納入する。
  - ウ 協議会が指定する納入期日及び時刻を遵守すること。
  - エ 適正な価格で納入する。
  - オ 物資納入について、原則として協議会に提出した入札見本と同等なものとする。
  - カ 物資のパッケージ・表示・規格等に変更がある場合は入札見本を納めること。
- (3) 物資の検収の結果、一部でも不良品(変質、変色及び腐敗等)や量目不足が生じたときは、納入登録業者の責任において直ちに交換又は補充をすること。
- (4) 給食人数や献立変更による発注変更の場合は、原則として2日前までに協議会から連絡するので、納入登録業者はそれに対応すること。
- (5) やむを得ず臨時休校しなければならない場合(気象警報、集団風邪等)は、発注の取消しを求めることがあるので対処すること。
- (6) 納入登録業者の所有する工場及び事務所の施設・設備の衛生管理、家族又は従業 員の健康管理には万全の注意を払うこと。
- (7) 正当な理由なく著しく入札見本と相違した物資を納入したとき、品質当の違反及 び危険の恐れのある異物混入などの重大な問題が発生したときは、登録取り消しや 納入停止措置を課せられても一切異議の申し立てはできない。
- (8) その他、協議会の指示に従うこと。
- 5 地産地消に係る物資納入業者(生産者)の特例措置
  - (1) 地産地消に係る物資等納入者(生産者)の基準
    - ア 1市2町内で農業を営んでいるもの(以下「生産者」という。)で、地産地消 運動推進の重要性を認識し、学校給食に必要な物資の調達に協力する者。
    - イ 農業のトレーサビリティに基づき、農産物の生産記録の記帳をしている者。
    - ウ 食に関する体験学習の一環として、栽培した農産物を優先的に学校給食に提供 できる団体。ただし、前号に準じた栽培履歴が明確であり、安全であることが確

認できること。

- エ 生産者の健康管理が十分に行われ、生産従事者が健康体であること。
- カ 協議会が指示した期日及び時刻に、協議会への物資の補給・納入が確実であること。

#### (2) 登録申請手続き

生産者の登録申請手続きは、次のとおりとする。ただし、登録申請書及び基準登録申請時期等は、本要領第2項の規定を準用する。

- ア 募集は、1市2町ホームページ等で一般に周知する。
- イ 申請資格は、前項に定める特例措置基準に適合するものとする。
- ウ 申請書は、協議会の定める様式とする。
- (3) 申請時の提出書類

登録申請書(第1号様式)

(4) 生産者の選定及び登録承認期間

申請のあった生産者については、選定委員会で審議のうえ登録するとともに、登録承認書(第2号様式)を交付する。生産者の登録承認期間は、本要領第3項の規定を準用する。

(5) 登録手続き

生産者には、協議会の定める契約書(第3号様式)をもって、指定の期日及び時刻に納入するよう指導する。

- (6) 物資納入生産者の遵守事項
  - ア 物資の納入については、学校給食の重要性を認識し、物資の品質、価格、衛生 管理面等に特に留意し、良心的に契約を履行しなければならない。
  - イ 物資納入にあたっては、次の点に注意すること。
  - (i)物資は、必ず協議会職員の検収を受けなければならない。
  - (ii) 納入物資については、品質は新鮮で良質なものとし、市場等に出荷するものと同等程度を心掛けること。
  - (iii) 協議会が指定する納入期日及び時刻を厳守すること。
  - ウ 物資の検収の結果、一部でも不良品(変質、変色及び腐敗等)や量目不足があるときは、生産者の責任において直ちに交換又は補充を求めることがある。
  - エ やむを得ず臨時休校しなければならない場合(気象警報、集団風邪等)は、発

注の取消しを求めることがあるので対処すること。

- オ 納入した物資の衛生管理上の問題、あるいは危険の恐れのある異物混入などの 重大な問題が発生したときは、登録取り消しや納入停止措置を課せられても一切 異議の申し立てはできない。
- カ その他、協議会の指示に従うこと。
- (7) 納入物資の価格決定について

納入物資の価格については、業者入札の落札価格及び市場価格を参考に、生産者 と協議のうえ決定する。

附則

- 1 この訓令は、平成31年3月1日から施行し、善通寺市・琴平町・多度津町学校給 食センター(以下「給食センター」という。)の運用開始によって行われる物資購入 に関して適用される。
- 2 給食センターの運用開始年度については、第2項第1号アの「前年度学校給食物資納入登録業者」は「1市2町の学校給食会等に登録されている業者」と、同号ウの「前年度の1月において協議会が指定する期間」は「別途協議会が指定する期間」と、第3号第2項の「登録申請のあった翌年度及び翌々年度の2年間」については、「登録申請のあった年度と翌年度の2年間」とそれぞれ読み替える。